

令和8年3月11日

研究活動上の不正行為について（概要）

独立行政法人国立高等専門学校機構

1. 経緯・概要

令和7年5月22日(木)、石川高専電子情報工学科 山田健二教授(以下、「山田氏」という。)から同校校長補佐(図書・情報担当)に対し、山田氏が日本工学教育協会(以下、「協会」という。)に投稿した2編の論文について、同協会から二重投稿の疑義についての指摘を受けている旨の報告があった。報告を受けた校長補佐は、校長をはじめとする同校執行部に情報共有した上で、機構本部へ報告した。報告を受けた機構本部では、総括責任者が石川高専に予備調査委員会を置き予備調査を行うことを決定した。

予備調査委員会は書面調査及び山田氏へのヒアリングを行い、令和7年8月6日、予備調査報告書を取りまとめた。

総括責任者は、予備調査結果を踏まえ、本調査を行うことを決定した。

2. 調査

(1) 調査体制

委員長 松本佳久(国立高等専門学校機構本部事務局 研究総括参事)
委員 原田祥久(国立研究開発法人産業技術総合研究所研究戦略本部
次世代ものづくり実装研究センター製造データ統合
研究チーム 研究チーム長)
委員 木村美隆(田中・木村法律事務所 弁護士)

(2) 調査期間

令和7年10月 3日～令和8年 2月 3日

調査委員会(第1回)	令和7年10月 3日	予備調査結果の確認、 本調査の調査方針
調査委員会(第2回)	令和7年11月20日	対象者からの回答確認、 ヒアリングの実施方法
調査委員会(第3回)	令和7年12月17日	対象者からのヒアリング
調査委員会(第4回)	令和8年 2月 3日	調査報告書(案)の審議

(3) 調査対象者

山田 健二 (石川高専電子情報工学科 教授)

(4) 調査対象論文

論文1：山田健二, 「半導体材料に関する学生実験の改善」工学教育, 73 巻, 3 号, pp. 3_45-3_48, 2025. (j-stage 公開日 2025/05/20)

論文2：山田健二, 「STEAM 教育教材を用いた国際交流の試み」工学教育

※投稿後編集委員会からの指摘を受けて取り下げ 2025/7/14 協会認定

論文3：山田健二, 「超伝導体製作を in situ 型教育に取り入れた試み」,

工学教育, 71 巻, 2 号, pp. 2_135-2_140, 2023. (j-stage 公開日 2023/03/20)

論文4：Kenji Yamada, “Research and education on simple fabrication methods for superconductor materials”, International Journal of Mechanical and Production Engineering (IJMPE), Vol. 11, Issue 10, pp. 22-27, Oct., 2023.

3. 調査結果

(1) 認定した不正行為の種別

二重投稿

(2) 不正行為に係る研究者

山田 健二 (石川高専電子情報工学科 教授)

(3) 認定した論文

「2. 調査(4) 調査対象論文」に掲げる全ての論文

(4) 不正行為が行われた経費

研究助成金 (論文投稿費の支出)

(5) 不正行為の具体的な内容

山田氏は協会発行の「工学教育」に投稿した3本の論文において、石川高専の紀要に投稿し掲載されている論文と全く同一の文章や図表を4割以上用いていた。参考文献には石川高専の紀要掲載の論文が記載されているものの、本文中には当該論文を引用したあるいは基にしている旨の記載が一切ない。また、基となる論文と比しても結論等から新たな知見が得られたとは言えず、相互に異なる論文とするには無理がある。

山田氏は、研究倫理教育を受講しているにもかかわらず、「二重投稿」の定義や紀要における著作権についての認識が十分でなく、また、投稿に際して、あらかじめ確認すべき「石川工業高等専門学校紀要発行規程」や「日本工学教育協会「工学教育」投稿規定」を確認していなかった。さらに、これらを確認せぬまま投稿した論文が、査読を通過し掲載されたことをもって不正行為ではないとの誤

った認識をもち、その後同様の構成とプロセスで論文2本を投稿している。山田氏は、協会からの指摘に対して弁明を行うことをせず、論文2について取り下げを申請したことから、掲載される論文としては新規性に乏しく不十分であることを認識している。

以上、書面調査およびヒアリングの結果から「二重投稿」が認められると判断した。

参考文献の内容を忠実に記載するため、論文の本文中にいわゆるコピー&ペーストをしたと主張しているが、自身の論文が基になっているため「二重投稿」であるが、仮にこれが他者の論文であった場合には特定不正行為に区分される「盗用」となること、山田氏が教員として学生に研究指導を行う立場であったこと、更には同様の行為を繰り返したことを踏まえると、責任は軽いとは言えない。

4. 調査機関がこれまでに行った措置の内容

対応の取られていない論文1、論文3、論文4について、修正または取り下げの適切な対応を取るよう、勧告した。

5. 不正行為の発生要因と再発防止策

調査対象者は、研究倫理教育を受講しているにも関わらず、「二重投稿」についての認識が薄かったという供述をしている。今後、このような事態を招かぬよう、機構として、研究倫理教育の重要性や不正行為を行った場合の代償への理解を促進するとともに、論文投稿前には、論文剽窃チェックツールの活用を徹底させる。